

さまざまな分野で活躍する子どもたちを紹介します。



# pip star

# 014 Kubota Ren

## 久保田 蓮さん

全道大会優勝の  
決め手となったマニュアル

旭川工業高校2年

「全道大会で優勝が発表されたときはハッとなった。1分くらい友達と口を開けてた」。そう語るのは旭川工業高校2年生の久保田蓮さん。6月12日から4日間開催された第42回全道高等学校放送発表大会兼第65回NHK杯全国高校放送コンテスト北海道大会の研究発表部門において、久保田さんが所属する旭工放送局が見事優勝を飾った。

賞を逃し落ち込んでいた時に研究発表部門での優勝が告げられ冒頭の驚きにつながった。放送発表大会とは、テレビドキュメントやラジオドラマなどの制作物や、朗読、アナウンスなど放送に関係する活動を各部門ごとに発表し競い合う大会のこと。その中で、研究発表部門は日常の校内放送活動の中から問題解決の努力や技術的な創意工夫などを発表する部門です。

今回久保田さんのチームが発表したのは、「放送に関する機材の取扱い方研修について」と題し、研修用のマニュアルの作成過程をスライドにまとめたもの。これは普段の旭工放送局の活動の中で、機材の操作ミスなどが相次いだことから、それを解決するべく従来のマニュアルを改定しようとして一念発起したのが始まりでした。

久保田さんは放送局の中で、1年生にカメラなどの操作を教えたり、研修用のテストの作成や採点、そしてそれを今後の研修に反映させる大切な役割を担っていました。そこで得たデータや知識がこ

のマニュアルに大いに生かされたのです。実は、当初研究発表部門への参加予定はなく、大会2日前に急ぎよ出場することに。そのため大会直前にスライドの作成や発表内容検討など、大急ぎで準備しなければなりませんでしたが、しかし結果を見れば優勝というところで、いかに素晴らしい問題解決が行われたのかが分かります。

全道大会の発表では、その成果物であるマニュアルを審査員や観客にめぐって見せる役割を与えられた久保田さん。「緊張で足がガクガクした」と笑って話しました。全国大会ではミスが無いようにしたいと語った久保田さん。また今後の目標について聞いたところ、「映画ワールドカップや高文連に向けて頑張りたい」と話していました。それに向けて今はチームをとり仕切るチーフという役割で、新たにタイムスリップをテーマにした作品を制作中とのこと。放送局の頼れる先輩として新たな役割も担うようになった久保田さん。全国大会以降の活動にも期待です。



# ぴっぷ 消費生活 ニュース

ひとりひとりが  
気をつけよう

身に覚えのない請求にだまされないで!

## プリペイドカードの詐欺に注意!



◆問い合わせ◆役場産業振興課商工労働係 ☎85-4806

全国の消費生活センターにプリペイドカードを不正に取得しようとする「詐欺業者」とのトラブルが複数寄せられています。

「業者にアダルトサイトのワンクリック請求や架空請求などにより料金を請求され、その支払手段としてサーバ型プリペイドカードの購入を指示され、要求されるままにカードに記載された番号など(複数桁の数字や文字)を伝えてしまった」といった相談のように、プリペイドカードの購入を指示する手口です。

サーバ型と呼ばれるプリペイドカードはその価値がプリペイドカード発行会社の管理するサーバに記録されています。ですので、物理的なカードが手元になくても、カードに記載された番号等をインターネット上で入力して使用できるものがあります。

このため、サーバ型プリペイドカードの場合、カードに記載された番号などを相手に伝えることは、購入した価値を相手に全て渡したことと同じです。後になって架空請求などによりだまされたことに気づいて

も、いったん相手に渡した価値を取り戻すことは非常に困難です。

### ◆◆消費者へのアドバイス◆◆

- 覚えのない請求などには、簡単に返信したり連絡をしないようにする。
- 他人から言われてプリペイドカードを購入したり、カード番号などを伝えたりしない
- プリペイドカード番号などを伝えてトラブルとなった場合には、早急にプリペイドカードの発行会社に連絡する。
- 不安に思ったり、トラブルにあった場合は、すぐに最寄りの消費生活センターなどに相談する。

～誘いに乗らない、申し込まないことが肝心～

- 消費者ホットライン ☎0570-064-370
- 旭川市消費生活センター☎0166-22-8228

すぐに消費生活センターに相談しましょう

# きたよん通信



障がいによる様々な差別を取り除くことで、障がいのある人となない人が共に生きる社会を作り上げることが目指す「障害者差別解消法」が、平成28年4月1日から始まりました。障害者差別解消法に書かれている「差別」には、2つの意味が含まれています。

- 「不当な差別的取扱い」
- 「物理的配慮を行わないこと」

○「合理的配慮を行わないこと」

○「聴覚障がいのある人に声だけで話す。」

○視覚障がいのある人に書類だけを渡すだけで読み上げない。など

役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、経費など役所や事業者の負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。(次号へ続きます)